

市町村名	地域指定年度	計画指定年度	計画見直し年度
旧菊川町	昭和 45 年度	昭和 48 年度	昭和 61 年度 平成 5・9・16 年度
旧小笠町	昭和 47 年度	昭和 48 年度	平成元・9・15 年度
菊川市	平成 21 年度	平成 21 年度	平成 27 年度
			令和 2 年度

# 菊川市農業振興地域整備計画書

令和 8 年 3 月

静岡県菊川市



# 目 次

<b>第 1 地域の振興方向</b> .....	1
1 農業振興の方向 .....	1
2 農業振興地域整備計画の特色 .....	2
<b>第 2 農用地利用計画</b> .....	4
1 土地利用区分の方向 .....	4
2 農用地利用計画 .....	11
<b>第 3 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	12
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	16
4 他事業との関連 .....	17
<b>第 4 農用地等の保全計画</b> .....	18
1 農用地等の保全の方向 .....	18
2 農用地等保全整備計画 .....	19
3 農用地等の保全のための活動 .....	20
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	21
<b>第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> .....	22
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	22
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 .....	24
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	26
<b>第 6 農業近代化施設の整備計画</b> .....	27
1 農業近代化施設の整備の方向 .....	27
2 農業近代化施設整備計画 .....	32
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	32
<b>第 7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b> .....	33
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	33
2 農業就業者育成・確保施設整備計画 .....	33

3	農業を担うべき者のための支援の活動	34
4	森林の整備その他林業の振興との関連	34
<b>第8</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>35</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	35
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	35
3	農業従事者就業促進施設	36
4	森林の整備その他林業の振興との関連	36
<b>第9</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	<b>37</b>
1	生活環境施設の整備の目標	37
2	生活環境施設整備計画	41
3	森林の整備その他林業の振興との関連	41
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	41
<b>第10</b>	<b>付 図</b>	<b>42</b>
1	土地利用計画図（付図1号）	42
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	42
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	42
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし	42
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし	42
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし	42
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	<b>43</b>

# 第 1 地域の振興方向

## 1 農業振興の方向

### (1) 現状分析

菊川市（以下「本市」という。）は静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、北側は島田市、東側は牧之原市、南側は御前崎市、西側は掛川市に接している。

市北部は山林が多く、東部一帯の牧之原台地寄り丘陵地が続き、中央部から南部一帯にかけて平坦地が広がる。市域は、中央を南北に一級河川の菊川が流れ、東西約 9km、南北約 17km で、総面積は 94.19 km<sup>2</sup>に及ぶ。

気候は、年平均気温が 17℃前後と年間を通じて温暖で、年間降水量は 1,900mm 前後と 1 年を通じて快適な環境である。冬の降雪はほとんど見られないが、地域独特の「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

交通条件は、JR 東海道本線菊川駅や東名高速道路菊川 IC を有し、近隣に JR 東海道新幹線掛川駅や新東名高速道路島田金谷 IC のほか、富士山静岡空港や御前崎港等を有することから、利便性に恵まれた将来性豊かな地域である。また、整備が進む国道 473 号バイパスなどの広域交通網を軸とした円滑な交通体系の確立により、都市基盤の整備にあわせた産業振興等に向け大きく発展することが期待されている。

本市の農業は、この恵まれた気象条件や交通条件等を背景として、地域の特性を生かした特色ある農業生産が展開されており、茶を中心に水稻や、レタス、トマト等の施設園芸等に取り組む複合経営が主体となっている。茶は、県内でも屈指の栽培面積を持ち、令和 5 年 3 月に「深蒸し菊川茶」が地理的表示 (GI) 保護制度に登録され、全国的にも茶産地「お茶の菊川」として評価を受け、おいしい茶づくりに励んでいる。令和 4 年度には、「第 2 次菊川市茶業振興計画（菊川茶産地持続化計画）」を策定し、長い歴史と先人たちが築き上げた茶産地を持続し、引き続き、活力と魅力のある茶のまちを目指した取組を推進している。

しかし、後継者不足や高齢化の進行により、荒廃農地が増加傾向にある。さらに、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）による輸入自由化や国際競争化による農産物価格の低迷や、鳥獣被害など、様々な問題に直面し、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増している。特に中山間地においては、耕作条件の不利も要因となり、急速に農地の荒廃化が進んでいる。

人口減少や少子高齢化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点を形成するとともに拠点間の連携を促進し、都市農地を含む自然的環境と共生した集約連携型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の実現を目指している。

また、農業構造改善対策等各種事業の積極的な導入により、土地基盤整備による

大規模化や緑茶加工施設等の近代化施設の整備を進め、農業経営の近代化と合理化を図ってきたが、施設の老朽化等の問題も生じている。

今後、都市化の進展等に伴い、荒廃農地や非農業的土地利用の需要の増加が見込まれるが、これらとの調整や都市農地を含む自然的環境と共生しつつ、農業振興地域の計画的な土地利用を図っていく必要がある。

## (2) 今後の方向

「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）においては、基本理念として、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」が定められている。

このため、今後は、地域の振興上必要となる様々な非農業的土地利用との調整に留意しつつ、農業生産の基礎であり、地域共有の財産である優良農用地の確保に努め、地域にあった農業の振興を図っていく。

また、スマート農業や農業生産基盤、農業用施設の整備を推進し、作業の省力化や農畜産物の生産コスト削減、品質の向上を図り、農業所得の向上につながる施策を推進する。

加えて、認定農業者や中小・家族経営などの多様な経営体の育成・確保を図るため、担い手支援の強化とともに、関係団体と産地単位で連携・協働し、農地の集積・集約化による経営規模拡大等を推進する。特に、荒廃農地等のうち活用できる農地について、農地中間管理機構等の関係機関と連携を図り、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という）を踏まえた農地バンク事業等を積極的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

さらに、新たな地域特産物の開発やブランド化を進めるとともに、基幹作物である茶・水稻と地域特産物等の高収益作物との複合経営や農地の集積・集約化を推進し、農業者の所得向上を支援する。将来の菊川市農業を担う若い農業者や、その他の農業経営者及び関係団体等と協力して、特産物であふれる産地化を進めていく。加えて、本市の農業の魅力や働き方について情報発信するとともに、県やJAなどと連携して女性の就農や農業経営の法人化を支援し、農業の生産力と経営力の強化や持続的な発展を目指す。

## 2 農業振興地域整備計画の特色

### (1) 経過と変更の理由

本市は、最近の日常生活圏の拡大、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況等の変化やますます多様化・高度化する住民ニーズに対応できる行財政基盤の強化を図るため、平成17年1月17日に小笠郡小笠町と菊川町が合併して誕生した。

農業振興地域制度の運用に関しては、今日まで、旧町ごと昭和 45 年度に菊川町、昭和 47 年度に小笠町の農業振興地域が指定され、昭和 48 年度に、菊川町及び小笠町が農業振興地域整備計画を策定、その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の定期変更を実施するとともに、毎年の随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

しかし、農業情勢は年々厳しさを増しており、今後は非農業的土地利用の需要の増加傾向がさらに強まることが予想されている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、国の食料・農業・農村基本計画の見直しや県の農業振興地域整備基本方針に則するとともに、本市を取り巻く農業情勢や総合計画、国土利用計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後 10 年を見通した上で、農業振興地域整備計画の見直しを行うものである。

## (2) 計画の特色

農用地利用計画にあたっては、地理情報システムを活用した農用地現況調査等により農用地の利用実態の精査、把握を行うとともに、10ha 以上の集団的農用地、国営牧之原農業水利事業及び国営大井川農業水利事業の受益地などを中心に、農用地として積極的に確保・保全していく土地を明確にし、本市の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定する。

農用地利用計画以外の計画では、茶、水稻、施設園芸等を主な作目とし、農業生産基盤の整備や施設の近代化をはじめ、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、農村への定住等の促進、地域産業との連携を推進することとした。

一方、農業分野における SDGs（持続可能な開発目標）への取組として、環境負荷の低減、生産性の向上、収益性の確保、地域社会の維持、次世代への継承等の施策を統合的に推進することで、持続可能な農業の実現を目指していく。

そして、これらにより、農業の健全な発展と農地・農業用水等の地域資源の効果的な利用を目指す。

## 第2 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市域には、JR 東海道本線、東名高速道路が横断している。また、JR 東海道新幹線掛川駅や国道1号、富士山静岡空港、御前崎港が近接し、交通の要衝となっている。

農業振興地域は、用途地域及びゴルフ場用地を除く8,262haが指定されている。農地の利用状況を見ると、東部丘陵地の牧之原台地や西部丘陵地に大茶園が広がり、平坦地の水田地帯では、水稲をはじめ、施設園芸や露地野菜が営まれ、水田の高度利用が図られている。

しかし、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しており、農産物価格の低迷や国際化、輸入自由化、農業従事者の高齢化や後継者不足などの問題により、特に中山間地における耕作条件の不利な農地では、荒廃農地が急速に増加傾向にある。

今後、農業振興地域は、現行の範囲を維持する方針であるが、国道473号バイパスや主要地方道掛川浜岡線バイパス工事、JR東海道本線菊川駅周辺整備等を契機として様々な非農地的土地利用の需要が増加しており、今後はこれらとの調整を図りつつ、優良農地の確保・保全に努める。具体的には農地中間管理機構等の関係機関等と連携を図り、地域計画のブラッシュアップや実行に取り組み、現在の農地の利用状況や地域農業者の意向等を踏まえ、優良農地の確保・有効活用に努める。一方、地域開発の動向等も考慮し、他の用途へ活用する土地を区分しながら計画的な土地利用を図る。保全するところは、農業生産基盤整備や農地の集積・集約化を促進しながらより一層の生産性の向上に努める。

また、農地は自然環境の保全、水源のかん養、洪水防止、文化の伝承、良好な景観の形成といった多面的な機能を有する地域の貴重な資源であることから、積極的な確保や保全に努め、良好な状態で次世代へつなげる土地利用を進めていく。

また、発生が予想されている南海トラフ巨大地震や豪雨被害の多発等に伴う土砂災害などに対応するため、山間地での地滑り対策等を推進し、農村の居住環境の安全確保を図っていく。

さらに関連する施策を総合的・計画的に推進し、自然条件や交通条件など優れた立地条件を市域全体の発展に生かし、第3次菊川市総合計画の将来像「誰もが夢叶う 幸せ創生都市 “菊川”」<sup>きくがわ</sup>を目指す方針である。

以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和7年)	3,469	42.0	21	0.3	2,206	26.7	2,566	31.1	8,262	100
目 標 (令和17年)	3,409	41.3	22	0.3	2,221	26.9	2,610	31.6	8,262	100
増 減	△60		1		15		44		0	

資料：庁内資料

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,469ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 2,619ha について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

a 10ha 以上の集団的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 地域計画の区域内にある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大

と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在するおおむね2ha未満の農用地で、今後農用地として確保することが困難と認められる土地
- (b) 山間地に散在する農用地など自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
JA遠州夢咲青果物流通センター等	嶺田	2.2	集出荷場(トマト)、育苗施設等
計		2.2	

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は 管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
該当なし					
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

近年、農村の社会構造が変化しつつあり、農家数や耕地面積が減少傾向にあるほか、幹線沿いで混住化が起こっている。このような中で、今後も農業が維持・発展していくためには、地域の農業を担う優れた経営体が効率的かつ安定的な農業経営を展開できる生産基盤や農業機械・施設の整備、雇用労働力の確保が必要となっている。また、肥料、農薬等の適正使用を推進し、環境負荷の軽減に配慮する。

今後、本地域は、自然・社会的条件から11の地区に分け、茶、水稻、露地野菜、施設園芸等を中心とした農業振興を図るため、農用地を確保し、農地の基盤整備と集積・集約化に努め、農産物のブランド化や高付加価値化を目指した生産に取り組むとともに、荒廃農地の再生、高収益作物等への転換、スマート農業の推進、新しい農業生産体制の構築等、地区の実態に即した効率的な土地利用を推進する。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況 将来
西方地区 (A)	214.61	214.61	—	—	—	—	—	—	—	1.70	1.70	—	219.07	219.07	—	2.77
加茂地区 (B)	11.84	11.84	—	—	—	—	—	—	—	0.17	0.17	—	12.02	12.02	—	—
内田地区 (C)	354.90	354.90	—	—	—	—	—	—	—	3.19	3.19	—	358.14	358.14	—	0.06
横地地区 (D)	199.77	199.77	—	—	—	—	—	—	—	0.21	0.21	—	199.98	199.98	—	—
六郷地区 (E)	413.25	413.25	—	—	—	—	—	—	—	0.48	0.48	—	415.15	415.15	—	1.42
河城地区 (F)	593.13	593.13	—	—	—	—	—	—	—	1.25	1.25	—	594.37	594.37	—	—
嶺田地区 (G)	158.53	158.53	—	—	—	—	—	—	—	5.02	5.02	—	163.55	163.55	—	—
平川地区 (H)	104.44	104.44	—	—	—	—	—	—	—	0.20	0.20	—	104.64	104.64	—	—
小笠東1地区 (I)	164.80	164.80	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.69	—	165.49	165.49	—	—
小笠東2地区 (J)	254.57	254.57	—	—	—	—	—	—	—	2.72	2.72	—	257.29	257.29	—	—
小笠南地区 (K)	149.31	149.31	—	—	—	—	—	—	—	4.09	4.09	—	158.10	158.10	—	4.70
計	2619.15	2619.15	—	—	—	—	—	—	—	19.69	19.69	—	2,647.80	2,647.80	—	8.95

注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

2 —は該当なし

## イ 用途区分の構想

### (ア) 西方地区 (A)、加茂地区 (B)

本地区は、市西部に位置し、掛川市と市街地に接し、都市化による混住化が進みつつある。西方地区では、住宅に囲まれる農地が増え、道付き農地の確保が困難になり、農地の集積・集約化が難しい。

農地は、なだらかな起伏の丘陵地に茶園が広がり、それに囲まれた谷田からなる水田に区分される。昭和 61 年に完成した県中小家畜試験場（現：畜産技術研究所 中小家畜研究センター）の代替農地造成（畜産経営環境整備事業）や乗用型摘採機に対応した農地造成により大型茶園団地が整備されたが、一部に未整備地区が残っている。また、法川地区及び公文名沢田土地改良事業等により水田のほ場整備が完了した。

今後は、増加する非農業的土地需要との調整に留意しつつ、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地としての利用を維持していく。

### (イ) 内田地区 (C)、横地地区 (D)

本地区は、市中央部に位置し、平坦地の水田地帯と丘陵地の茶園地帯に区分される。

一級河川菊川とその支川に沿った平坦地の水田は、5 a 区画の小規模な基盤整備が実施された後、第 1 次農業構造改善事業や県営ほ場整備事業により暗渠排水を取り入れた 30 a 区画の農地整備が行われ、裏作導入など生産性の向上や水田の高度利用が図られている。

また、温室やいちごハウスは、第 1 次、第 2 次構造改善事業等により近代化・集約化が進み、労働力の省力化、コストの削減化が図られ、順調な農業経営が営まれている。

今後も農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を図り、平坦地の水田は、用排水分離等の基盤整備を実施するとともに、農地の高度利用を推進し、収益性の高い安定した水田農業経営の確立を目指す。また、農地の多面的な利用を継続する。

また、丘陵地の茶園は、機械化に対応できる基盤整備を推進し、優良農地として確保する。

月岡地区については、農地所有適格法人による高収益作物の生産や食育等の取組を支援し、地域農業の振興拠点として多様なニーズに対応する新しい農業モデルとして活用していく。

### (ウ) 六郷地区 (E)、河城地区 (F)

本地区は、牧之原台地の丘陵地にある茶園地帯で、農家のほとんどが茶業を営んでいる。県内屈指のお茶どころの一部を担う地区の中央には、県農林技術研究所

茶業研究センターがあるほか、隣接する島田市金谷に（独）野菜茶業研究所金谷茶業研究拠点があり、茶の試験・研究が行われている。

現在の茶園面積は約 783ha で、市の農業振興地域面積の約 1 割を占めている。1 戸あたりの経営規模は他地区に比べ大きい。このうち牧之原台地を除いたほとんどが急傾斜地等で管理の厳しい農地であったが、牧之原畑地帯総合整備事業、団体営開拓パイロット事業、団体営農地開発事業等により開墾がなされ、茶園管理が容易になった。一方で、所有者不明農地や小規模区画の農地等は賃借が進んでいない。河城地区では茶園の多くが傾斜地で生産性が低く、荒廃農地が増加している。

今後も、機械化に対応できる茶園の基盤整備による畑地かんがい用水の整備を推進していくとともに、静岡の茶草場農法による土づくりを推進し、環境保全型農業の推進を図っていく。さらに、栽培作物や栽培方法（有機農法など）に応じた区画分けによる効率的な営農や、スマート農業化に取り組む。

牛渕川流域に広がる水田は、土地改良総合整備事業や転作促進特別事業などにより、ある程度の区画整理が実施され、裏作導入による水田の高度利用が図られている。一方、棚田についても維持保全を図っている。

今後も農地や棚田の多面的な利用を図るとともに、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を図り、農業生産基盤の整備を推進し、優良農地として確保する。

#### (エ) 嶺田地区 (G)

本地区は、一級河川菊川右岸の大石地区と菊川左岸と一級河川牛渕川に挟まれた嶺田地区に区分された平坦地の稲作地帯で、水稻や施設園芸（温室メロン）を主体とした農業経営が営まれている。

過去の耕地整理事業により区画整理が実施されたが、小規模で地下水位の高い湿田地帯のため、水田利用再編対策事業、転作促進特別事業、県営水田農業確立排水対策特別事業により排水対策が実施され、汎用化が図られている。

今後も、地域の実情に応じた農業生産基盤の整備や農地バンク事業や作業受委託、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地としての利用を確保し、生産性の高い水田農業の確立を図っていく。一方、農地の多面的な利用を継続する。また、トマト集出荷場は、農業用施設用地としての利用を確保する。

#### (オ) 平川地区 (H)

本地区は、一級河川牛渕川の両側に広がる水田地帯で、主に水稻を中心とした施設園芸（トマト）や茶の複合的な農業経営が営まれている。

農地は、農業生産基盤整備や農業用水の整備により、区画整理が実施された水田と丘陵地に開畑された茶園が広がる。

耕地整理事業の実施により整備された水田は小規模なため、今後は、ほ場整備や暗渠排水の整備を推進し、水田の高度利用を図っていく。なかでも、池村地区の水田は、平成 19 年度から平成 24 年度に実施した県営経営体育成基盤整備事業により約 1 ha の大区画の水田に生まれ変わり、本市の水稻栽培のモデル地域となっている。

今後も、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、区画が大きくまとまっているほ場は、水稻・野菜を栽培する地内の認定農業者を中心に農地の集積・集約化を図り、農地の効率的利用を推進していく。

#### (カ) 小笠東 1 地区 (I)

本地区は、一級河川丹野川及び江川流域に広がる水田と牧之原台地に連なる西側丘陵地に開畑された茶園に区分され、主に茶を中心とした水稻、施設園芸（いちご）の複合的な農業経営が営まれている。

農地は、団体営ほ場整備事業により、5～10 a 程度に整備され、転作促進特別事業等による汎用化が図られた水田と牧之原畑地帯総合整備事業による畑地かんがい施設や農道等の総合的な畑地整備が図られた茶園が広がる。

今後は、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への茶園の集積・集約化を推進し、優良茶園の維持に努めていく。一方、荒廃した茶園については、その解消と転換作物導入の検討を行う。田においても大規模生産を目指した農地の集積・集約化や作業の受委託体制の整備等を推進するとともに、水田裏作による高度利用を推進し、引き続き農地としての利用を確保する。また、農地の多面的な利用を継続する。

#### (キ) 小笠東 2 地区 (J)

本地区は、市の東部に位置し、牧之原台地とその西側に面した丘陵地からなる。牧之原台地に分布する農地はほとんどが茶園として利用され、水田は、一級河川丹野川流域に広がっている。また一部で、施設園芸（いちご）が営まれている。

ほとんどの茶園は、特産畑作総合振興対策事業による茶防霜ファンの整備のほか、牧之原畑地帯総合整備事業による畑地かんがい施設や農道等の総合的な整備が行われ、生産基盤の充実が図られている。水田についても、第一次農業構造事業によりほ場整備が実施され、高度利用が図られている。

今後も、農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を図り、農作業の省力化や生産性の向上を推進し、農地としての利用を確保する。

#### (ク) 小笠南地区 (K)

本地区は、河東・高橋の丘陵地とその山すそを流れる一級河川高橋川流域に農用地が広がり、主に茶や水稻を中心とする農業経営が営まれている。

水田は、第1次農業構造改善事業等により、おおむね20～30aに区画整理された水田地帯である。また、団体営農地開発事業により開畑された茶園は、緩やかな傾斜地で地味肥沃な好条件にある。

今後も農地中間管理機構への農地の貸付を進め、認定農業者など担い手への集積・集約化を推進し、農地の効率的利用を推進する。また、農業生産基盤を維持するため、パイプライン化など計画的な更新整備に努める。また、農地の多面的な利用を継続する。

#### ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

### 第3 農業生産基盤の整備開発計画

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等により10～30aの農地に整備されるとともに、牧之原畑地帯総合整備事業、畜産経営環境整備事業等により開畑され、おおむね農地整備は完了している。

農道は、広域農道や農免農道等の農道整備事業の実施により農業生産の近代化と農産物等の流通の合理化が図られているとともに、農村環境の改善が図られている。

用排水路については、国営大井川農業水利事業、県営かんがい排水事業等により計画的な基盤整備が実施され、水利条件が整いつつある。しかし一方で、末端用水路の老朽化や集落内雑排水が農地に流入するなどの問題が生じている地域も見られる。

また、整備済区域についても小区画(10a)、半湿田のところがあり、再整備が必要となっているほか、長寿命化に向けた適切な維持・管理対策を図るなど基盤整備の拡充が必要である。

今後は、大井川右岸土地改良区事業推進事業や水利施設整備事業等により、これまで整備された農業基盤施設の適切な維持・更新に努めていく。さらに、全域的に機械化による高能率農業を展開させ、農地の高度利用を可能にするため、耕地の区域形質の改良、用排水路、農道等の農業生産基盤の整備とあわせて農地の集団化を実施する。加えて、地域計画を踏まえた農地中間管理機構関連農地整備事業の活用により、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化等を推進し、農作業の効率化や生産コストの削減を図っていく。

なお、整備にあたっては、地域の農業の特徴を活かした農業の確立と調和のとれた農村社会を築くため、緑地空間、水辺空間等の生活環境を整備する。また、環境との調和に充分配慮し、自然との共生を推進する方針である。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

##### (1) 西方地区(A)

西方河流域に広がる本地区では、畜産経営環境整備事業等による茶園の整備が完了し、法川地区及び公文名沢田土地改良事業等のほ場整備で、水田整備もほぼ完了した。

今後は、茶業経営の効率化を図るため、基盤整備を実施済みの地区においても、茶園再編整備事業を活用し、コンテナ式乗用型摘採機の導入を前提とした管理体制を図る。また、堆肥の投入による地力の向上や地域計画を踏まえた農地バンク事業等による農地の集積・集約化を促進し、農地の効率的利用を図る。

また、水田については、整備された農地での機械化、省力化に取り組み、生産性の向上を図っていく。一方、農道や排水路が未整備な谷地田については、荒廃農地の発生防止策を検討する。

## (2) 加茂地区 (B)

本地区は、市街地に接し、宅地化が進む地域で、耕作面積が小さい山側の茶園のみが残されており、荒廃農地も増加している。兼業農家が多く、離農や規模縮小を希望する農家が多い。

今後は、整備された農地を中心に、地域計画を踏まえた農地バンク事業等による農地の集積・集約化を促進し、農地の大区画化・汎用化を図る。

また、再整備による農地の保全を図り、農村環境の改善とあわせた一体的な整備を図っていく。

## (3) 内田地区 (C)

本地区は、上小笠川・菊川の流域に属し、地区内耕地の約5割が水田で、農業構造改善事業や県営ほ場整備事業により大区画化と暗渠排水を含めた整備が行われた。また、県営経営体育成基盤整備事業により用排水路が整備され、水利施設の機能が向上した。

今後も大型機械の導入による省力化や水田でのレタス栽培を推進し、農地の高度利用を図っていくが、一部再整備が必要な水田については、新たなほ場整備などによる農地の集積・区画の大型化も検討していく。また、用排水分離等の基盤整備を推進するとともに、農業用ため池も水源はもとより、防災的な調整池としての活用も検討し、農村の水辺空間としての創出を図る。

地区西部の丘陵地においては、土地改良事業により茶園造成がほぼ完了している。

今後は、茶業経営の効率化を図るため、基盤整備を実施済みの地区においても、茶園再編整備事業を活用し、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い園地の再整備や農道・排水路の整備を図る。

## (4) 横地地区 (D)

本地区は、菊川と牛渕川流域の水田地帯で、県営ほ場整備事業による整備が完了している。今後は、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を図り、農地の効率的利用を推進するとともに、汎用化された水田でのレタス栽培を推進し、農地の高度利用を一層推進していく。また、老朽化した末端用水路等の整備を検討するとともに、農業用ため池も水源はもとより、防災的な調整池としての活用も検討し、農村の水辺空間としての創出を図る。

丘陵地の茶園は、かんがい施設の整備を図るとともに地区内未整備の農道・排水路の整備を逐次進めていく。さらに、畝替え等により、機械の進入が可能となるような整備を検討していく。

#### (5) 六郷地区 (E)

本地区は、牧之原台地の西側の丘陵地にあり、牧之原畑地帯総合整備事業等の土地改良事業により、樹園地整備はほぼ完了している。今後は、機械化による省力栽培をより一層推進するため、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い園地の再整備と農道・排水路の整備、かんがい施設の設置等を推進する。

一方、牛渕川流域に広がる水田のうち、一部は区画整理等により整備されたが、未改良の農地も多いため、今後も農地の汎用化を推進し、農地としての高度利用を図る。農業用水の確保については、老朽化した末端用水路等の整備を検討するとともに、農業用ため池も水源はもとより、防災的な調整池としての活用も検討し、農村の水辺空間としての創出を図る。

#### (6) 河城地区 (F)

本地区は、市北部に位置する茶園地帯で茶園のパイロット事業の実施や、西部丘陵地帯の土地改良総合整備事業、県営農地開発事業の実施により農業生産基盤の整備が図られ、作業の機械化、効率化の向上が早い時期から行われてきた。しかし、傾斜8度以上に造成された茶園も多く、農道が狭く軽トラックの乗り入れもできず、農地へのアクセスができない所も多い。

今後は、茶業経営の効率化を図るため、基盤整備を実施済みの地区においても、茶園再編整備事業を活用し、コンテナ式乗用型摘採機の導入を前提とした管理体制を図る。

また、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い園地の再整備を推進する。

平坦地の水田は、ある程度の区画整理が実施され、水田裏作によるレタス栽培が行われている。

今後は、暗渠排水等の農業生産基盤の整備による土地利用の高度化を図る。さらに農業用ため池も水源はもとより、防災的な調整池としての活用も検討し、農村の水辺空間としての創出を図る。

#### (7) 嶺田地区 (G)

本地区は、一級河川菊川及び一級河川牛渕川の流域に広がる平坦地で地下水位の高い湿田からなり、耕地整理事業やパイロット区画整理事業等により整備された5 a 区画の農地である。水田利用再編対策の実施以来、排水路整備、ほ場暗渠整備による水田の汎用化を図り、ブロックローテーションによる転作生産を行っているが、小区画水田のため生産性の高い水田農業の確立が難しい。

今後は、農業生産基盤の再整備による農地の大区画化を図り、高性能農業機械の効率的利用によるコスト削減を図るとともに、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化による作業の効率化を推進する。また、農業用水については、老朽化した末端用水路等の整備を検討していく。

#### (8) 平川地区 (H)

本地区は、一級河川牛湫川流域に広がる平坦地で、地下水位の高い水田と牛湫川左岸丘陵地に造成された茶園により構成され、水田は耕地整理事業、茶園は団体営農地開発事業等により開畑された。池村(上平川)地区内の水田は、県営ほ場整備事業により整備されており、広大な区画となっている。また、茶園は、幹線農道や園地内農道が整備され、基盤整備はほぼ完了している。

しかし、水田、茶園とも整備から時間の経過とともに、担い手が点在するようになったため、区画整理や担い手の規模感覚に応じ、ゾーニングをする必要がある。

今後は、ほ場整備や暗渠排水の整備を推進し、水田の汎用化、高性能農業機械の効率的利用による低コスト水田農業の確立に努める。また、農業用水については、老朽化した末端水路等の整備を検討していく。

茶園については、茶業経営の効率化を図るため、基盤整備を実施済みの地区においても、茶園再編整備事業を活用し、認定農業者への農地の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園整備を図る。

#### (9) 小笠東1地区 (I)

本地区は、一級河川丹野川及び江川流域に広がる平坦地の水田と牧之原台地に連なる西側丘陵地に開畑された茶園により構成されている。

水田は、団体営ほ場整備事業による5～10a程度の区画整理や転作促進特別事業等による排水改良の実施により、汎用化が進み、水田裏作のレタスなどの露地野菜が導入されている。今後は、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業用水のパイプライン化等の基盤整備を推進していくし、農地の大区画化・汎用化等の効率的利用を図る。

茶園は、牧之原畑地帯総合整備事業により整備されている。今後は、生産性の高い茶園の再整備のため、面的集積による団地化を推進する。一方、傾斜地で生産条件の低い茶園は、農道等条件整備を検討する。

#### (10) 小笠東2地区 (J)

本地区は、牧之原台地とこれに連なる丘陵地に開畑された茶園と一級河川丹野川流域の水田からなる。

茶園は、牧之原畑地帯総合整備事業による総合的な畑地整備が実施され、大規模・高生産性の近代的農業が展開されている。今後も茶園の大区画化など基盤整備の強化を図るため、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園整備を図る。一方、生産条件の低い茶園は、地域の実情に応じた検討をする。

水田は、第一次農業構造事業により整備され、汎用田として利用されている。今後も認定農業者など担い手への農地の集積・集約化を図り、効率的な利用を図るとともに、農業用水のパイプライン化等の基盤整備を推進し、地域資源として保

全管理する。

(11) 小笠南地区 (K)

本地区は、一級河川高橋川流域に広がる水田と牧之原台地に連なる丘陵地を中心に開畑された茶園により構成される。

水田は、第一次農業構造改善事業により、おおむね 20～30 a の農地に整備された。また、水田農業確立対策事業等により排水改良ほか、県営経営体育成基盤整備事業により用排水路が整備され、水利施設の機能が向上した。今後は、認定農業者など担い手への農地の集積・集約化による作業の効率化を推進していく。

また、丘陵地の茶園については、県営畑地帯総合整備事業によるかんがい用水事業及び幹・支線農道整備が実施され、大規模・高生産性農業の確立が図られている。今後は、茶園の大区画化など基盤整備の強化を図るため、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園整備を図る。一部、傾斜地茶園における農道等の整備についても検討していく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
用水改良	ゲート設備工 3箇所	西方 A-1	445.7	1	県営水利施設等保全高度化事業 (大井川右岸 2 期) R 6～R 9 130,000 千円
用水改良	用水路補修工 400m	横地・六郷 D-1, D-2 E-1	330	2	県営水利施設等保全高度化事業 (平田用水) R 3～R 7 112,000 千円
区画整理	区画整理工 25.9ha 用水路工 4,035m 排水路工 2,600m 暗渠排水工 25.9ha	小笠東 1 I-2	27	3	県営農業競争力強化農地整備事業 (川西) R 3～R10 565,875 千円
用水改良	ファームポンド耐震補強工 1箇所	六郷 E-2	76.7	4	県営農村地域防災減災事業 (菊川 30 工区 FP) R 5～R 8 291,000 千円

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は農業との関わりが深く、また同時に水と人にも密接な関係を持っており、お互いが干渉しながら均衡を保っている。従来からの農業生産は、これらのバランスを崩さない程度に農地の開発を行ってきた。しかし近年、森林や田畑に包まれた豊かな自然も都市化の進展とともに年々失われつつあり、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等公益的機能の重要性はますます高まってきている。

今後も、この森林の機能を十分に生かした農業生産基盤整備を実施していく。

また、森林の伐採を行う場合には、農地災害を防ぐため、森林の災害防止機能を十分に考慮しながら行っていく。

#### 4 他事業との関連

近年、整備が進む国道 473 号バイパス金谷御前崎連絡道路は、令和 7 年 3 月に、国道 1 号島田金谷バイパスと接続する菊川 IC～倉沢 IC 間（約 3.3km）の「金谷相良道路Ⅱ工区」が開通し、国道 1 号経由で新東名高速道路および東名高速へのアクセスが格段に改善された。なかでも、国道 1 号線から御前崎港までが一体的に結ばれたことで周辺地域から富士山静岡空港へのアクセスは利用しやすくなっている。将来的には、新東名高速道路までを結ぶ整備計画や主要地方道掛川浜岡線バイパス供用により、将来に向け大きく発展することが期待されており、広域交通を生かした地域経済の活性化や、周辺地域の防災力強化が期待されている。

また、JR 東海道本線菊川駅の北側や東名高速道路菊川 IC 周辺は、交通結節点というポテンシャルを生かし、豊かな自然と良好な住環境及び産業が共存した有効的な土地利用が求められている。

今後は、増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努めながら適正な住宅政策や工業導入立地も想定し、秩序ある土地利用を図ることとする。

## 第4 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

農地や農業用水等は、古くから本市の基幹産業である農業にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や環境の保全など、多面的機能を有する地域共有の財産である。

しかし、本市では近年、この農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が、高齢化や混住化等により困難になり、経営耕地面積 1,983ha（令和2年農林業センサス）の内、荒廃農地が 263ha（令和6年度、遊休農地に関する措置の状況に関する調査（令和3年6月14日付け3経営第823号及び3農振第713号「遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について」）で約 13.3%を占めている。市内では、西方地区や河城地区に荒廃農地が多く、発生箇所の特徴としてほ場整備が実施されていない谷地の水田や樹園地が、荒廃農地になっている場合が多い。荒廃農地の増加は、食料の安定供給に重大な影響を及ぼすことはもちろんのこと、多面的機能の発揮にも支障を来すなど、様々な問題を生じるとともに、いったん荒廃すると、回復には長い時間とコストがかかるため、荒廃を防止するとともに、計画的な土地利用を進め、農地資源を維持・保全していく必要がある。また一方で、ゆとりや安らぎといった市民の価値観の変化への対応の中で、荒廃農地の解消・活用に向けた援農ボランティアの育成や市民農園の開設等の利用を図り、さらに農業生産全体のあり方を環境保全重視へ転換していくことが求められている。

今後、荒廃農地の増加対策については、現況調査に基づき、地権者へ適正な管理の指導を行うとともに、地形など様々な土地の条件に応じて、農地バンク等との連携強化のもと、再生利用可能な荒廃農地の解消に努めるなど、適切な対応策を実施し、荒廃農地の解消・有効利用を推進する。また、農地・農業用水施設は、将来にわたって適切に保全するとともに、その向上を図るため、多面的機能支払交付金等を活用し、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する共同活動や環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動等を支援する。あわせて、地域計画のブラッシュアップ・実行を推進し、計画を踏まえて農地バンク事業を活用するなどして担い手、地域農業集団への農地の集積・集約化を促進するとともに、高収益作物の生産支援等により荒廃農地の発生を抑制し、農用地の有効利用を図っていく。

荒廃化が進む茶園については、新たな収入源の創出に向け、粗放的に管理されている茶園の茶葉を利用した新商品の製造開発を行う。また、伐根、土壌改良などを行い、レモン・栗等の新しい作物への転作を支援し、農地の保全を図る。

一方、本市には静岡県棚田十選に入選した棚田「千框」（せんがまち、通称千枚田）をはじめとした美しい農村景観や価値ある地域資源が豊富に存在している。そのため、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」によるこれらの地域資源を活用した取組を推進し、農用地の維持・保全を図っていくとともに、保全活動を通じた都市住民との交流を図り、観光と連携した都市との交流型農業の創出や地域の活性化を目指す。

す。また、農村への関係人口の拡大により、集落機能の強化を図る。

さらに近年、日本各地で大型台風や集中豪雨による洪水、土砂災害が発生し、大きな被害をもたらされている。また、本市は、南海トラフ巨大地震の発生も予想される地域にあることから、市民の防災意識は高まっている。そのため、農村地域防災減災事業により用排水路、農業用ため池等の耐震化や改修整備などの農地防災対策等を推進し、地震等の大規模災害による浸水被害を防止することにより、生産基盤である農地の維持・確保を図る。

## 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ため池整備	ため池整備 3池	I-2, J	198.4	その1 1	県営農村地域防災減災事業 (ため池群菊川) H30～R 8 445,000千円
ため池整備	ため池整備 11池	A-2, D-2 F-2, F-3 I-1, I-2	143.6	2	県営農村地域防災減災事業 (ため池群菊川水系菊川) H30～R 8 1,173,000千円
地すべり	地表水排除工1式	F-1	117.1	3	県営農村地域防災減災事業 (中遠) R 2～R 9 190,000千円
ため池整備	ため池耐震対策7箇所	D-2, E-1 E-2	32.9	4	県営農村地域防災減災事業 (ため池群菊川水系菊川2期) R 7～R 14 633,000千円
ため池整備	ため池耐震対策9箇所	A-1, A-2 B-1, C-1 C-2, E-1 F-3	151.7	5	団体営農村地域防災減災事業 (ため池群菊川市) R 7～R 13 996,000千円
保全向上	上倉沢千榎保存会 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	河城 F-1	39.3	その 2 6	多面的機能支払交付金 (上倉沢) R 4～R 8 8,899千円
保全向上	平川地区農地多面的機能向上 活動組織 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	嶺田 平川 G-2, H-1 H-2	102.0	7	多面的機能支払交付金 (平川) R 6～R10 36,238千円
保全向上	稲荷部自然環境保全クラブ 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	内田 C-2	49.0	8	多面的機能支払交付金 (稲荷部) R 6～R10 16,727千円
保全向上	田野址夢会 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	横地 D-2	24.0	9	多面的機能支払交付金 (奥横地) R 4～R 8 7,664千円
保全向上	河東地区農地水環境保全協議 会 農地維持支払、資源向上支払 (共同)	小笠南 K-1	64.0	10	多面的機能支払交付金 (河東) R 4～R 8 15,016千円
保全向上	吉沢環境委員会 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	河城 F-3	24.0	11	多面的機能支払交付金 (吉沢) R 4～R 8 7,538千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
保全向上	高田美の里会 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	内田 C-2	22.0	その 2 12	多面的機能支払交付金 (高田) R 4～R 8 9,708 千円
保全向上	川上みどりの里推進委員会 農地維持支払、資源向上支払 (共同、長寿命化)	小笠東 1 小笠東 2 I-1, I-2 J	49.0	13	多面的機能支払交付金 (川上) R 4～R 8 20,480 千円
保全向上	たなくさ農地保全みらいの会 農地維持支払、資源向上支払 (共同・長寿命化)	小笠東 1 I-1	39.8	14	多面的機能支払交付金 (棚草) R 7～R11 14,806 千円
保全向上	千榎棚田集落協定 農地保全	上倉沢 F-1	2.2	15	中山間地域等直接支払交付金 (上倉沢) R 7～R11 908 千円
保全向上	千榎棚田振興協議会 遊休農地 5 ha 解消、農地の粗 放的利用	上倉沢 F-1	5.0	16	農山漁村振興交付金(最適 土地利用総合対策) (上倉沢) R 6～R10 33,000 千円

### 3 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって経営を継続する担い手に集積・集約化されることが望ましい。そのため、農業委員会や農業協同組合、県中遠農林事務所などの関係機関と一体となって地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を促進し、農地の効率化に努めるとともに、多様な担い手が農業に参入できるように支援する。

一方、担い手が不足している地区では、実情に応じ、高齢就農者が能力を發揮しやすい生産体制の充実、集落が全体として営農に取り組む集落営農の推進を図り、農用地等を保全していく。

また、優良農地を確保・保全するため、荒廃農地の解消に向けて新たな作物への転換に取り組む。特に令和7年度より、レモンへの転換に向けた実証試験に取り組む。

また、棚田“千枚田”やふじのくに美しく品格のある邑「こがね色の里」として認定された稲荷部地区の“田んぼアート”では、地域住民とのふれあいの場、また古来農業の伝承の場として、住民と一体となった取組による保全活動を推進していく。

あわせて、刈り取ったススキやササなどの草を茶園に敷く伝統的な農法で、世界農業遺産に認定された静岡の茶草場農法についても、その保全活動を支援し、次代への継承を図っていく。

また、本市の緑豊かな茶園風景である景観的価値のアピールと茶生産経営体と連携した体験型グリーンツーリズムを中心に、本市の魅力や情報発信をしていく。

さらに、農業用施設の適切な管理や災害の形態に応じた施設整備の更新を行い、農用地等を保全する。

一方で、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)による水稻の食害が深刻化している。水路でのスクミリンゴガイの駆除や水位を浅くした栽培管理などにより、防除対策を図っているが、今後も被害軽減効果を検証し、県やJAと連携しつつ対策を進めていく。

また、イノシシやハクビシン等による鳥獣被害も増加しており、菊川市鳥獣被害防止計画に基づいた防護柵・電気柵の設置・管理、収穫残さや放任果樹の除去、里山の整備、荒廃農地の適切な管理等、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを支援する。また、猟友会等と連携しながら、被害防止対策を進め、被害の軽減に努めていく。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、木材生産という物質供給機能を持つとともに、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保護等様々な公益的機能を発揮している。農業とも関わりが深く、お互いが干渉しながら均衡を保っている。

今後は、農地と一体的な保全・維持管理を図るとともに、森林の伐採を行う場合には、農地災害を防ぐため、森林の災害防止機能を考慮しながら行う。また、近隣の市町ではシカ等による森林の獣害が増加していることから、現地調査及び情報収集を行い、被害防止対策を行う。

## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は恵まれた自然的条件に加え、農業用水の通水もあり、茶、水稻、露地野菜、施設園芸等の農業生産が展開している。東部台地地帯は茶、南部平坦地帯は水稻・施設園芸・茶、中間地帯は茶・水稻等の経営形態である。茶は県内でも屈指の栽培面積を持ち、全国的においても茶産地“お茶の菊川”として名声をはせている。

しかし現在、高齢化、兼業化等による労働力不足により荒廃農地が目立ち、農地の確保・保全が大きな課題となっている。そのため、職業として選択し得る魅力とやりがいのある力強い地域農業を推進し、その中心となって生産をリードする経営感覚に優れた認定農業者、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や雇用されて農業に従事する者など農業を担う者を適切に確保・育成する。また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応し得る経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を進め、経営熟度に応じた規模拡大や生産性の向上、経営の合理化等の支援により、持続可能な農業経営体への発展を促すとともに、意欲的に経営発展に取り組む経営体へは、マーケットインの考え方に基づく販路拡大や法人化等の支援を通じて、企業的経営体への発展を支援する。

具体的な農業経営の目標は、優良な経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得 800 万円程度（1 経営体（家族 2 人）あたり）、新規就農者では 300 万円程度、年間労働時間 1,800～2,000 時間程度（主たる農業従事者 1 人あたり）の水準に設定し、経営の安定化を図っていくこととする。また、指標となる営農類型は、茶、水稻、施設園芸とこれらの複合経営を主体とし、これらの経営が本市農業の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

	営農類型	必要面積 (ha)	作目構成
個別 経営 営 体	茶（共同）＋水稲＋ 水稲作業受託	26ha	茶 1ha＋水稲 10ha＋水稲作業受託 15ha
	茶（共同）	4～5ha	茶 4～5ha
	茶（自園自製）	4～5ha	茶 4～5ha
	茶（法人経営）	11～15ha	茶 11～15ha
	茶＋レタス＋水稲	5ha	茶 2ha＋レタス 3ha＋水稲 3ha
	茶＋メキャベツ	3.8ha	茶 3ha＋メキャベツ 0.8ha
	茶＋白ねぎ	4.2ha	茶 3ha＋白ねぎ 1.2ha
	茶＋施設花き	1.3ha	茶 1ha＋花 0.3ha
	温室メロン	0.24ha	メロン 1.08ha（24 a ×4.5 作）
	いちご	0.4ha	いちご 0.4ha
	トマト	0.8ha	トマト 0.8ha
	酪農（畑地型）	4ha	経産牛 50 頭、育成牛 25 頭、飼料畑面積 4ha
	ばら	0.6ha	ばら 0.6ha
	水稲＋小麦	30ha	水稲 15ha＋小麦 15ha

（注）資料：菊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（R5）

新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

	営農類型	必要面積 (ha)	作目構成
青年 就農 者	茶（共同）	2ha	茶 2ha
	茶（共同） ＋露地野菜	2ha	茶 1.5ha＋露地野菜（葉物）0.5ha
	水稲	11ha	水稲 11ha
	レタス＋枝豆	0.4ha	レタス 0.4ha（年間 1 作）＋枝豆 0.4ha
	いちご	0.14ha	いちご 0.14ha

（注）資料：菊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（R5）

## （2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業生産の増大と生産性の向上を図るには、土地の有効利用を基本とし、担い手への農地の集積・集約化による、規模拡大を図る必要がある。このため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を推進するとともに、関係機関との連携の下、地域計画を踏まえた農地バンク事業等により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積・集約化を推進する。担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大

を目指す企業の経営体等の誘致活動の推進等を図る。

また、農地造成や農業経営基盤強化促進法等に基づき進めてきた農用地の集積・集約化等により2ha以上の耕地面積を有する農家数が増加し、経営規模拡大による生産性の向上と経営の安定性が図られている地区もある。引き続き、農作業受委託、農作業の共同化、地域農業集団の育成等の各施策を有機的に連動させ、農用地の効率的な利用を推進し、認定農業者等の育成と経営の安定を図る。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年就農者等は、対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広くとらえ、就農相談から技術的指導や支援、農地の斡旋、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、次世代につながる施策を進めていく。

茶生産については、茶工場を核とした茶園管理体制の構築や農地所有適格法人等への移行など、新たな組織経営体への取組を推進する。また、投資額が大きな大型茶園管理機の共有（共同利用）や作業受委託といったシェアリングエコノミー（共有経済）を推進する。

さらに兼業化、高齢化に対応するため、関係農業者等の合意を基礎として、作付地の集団化と不作付地の解消、裏作導入等による農用地の高度利用、耕種農家と畜産農家との連携等により地力維持増進等を促進するものとする。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 認定農業者等の育成対策

本市は、農業経営の発展を目指すにあたり、農業協同組合、農業委員会、農林事務所等との連携の下で密な指導を行うため、菊川市担い手育成総合支援協議会を主体として、地区等における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、上記協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、経営所得安定対策など農業経営に関する国の施策が、認定農業者と一定の集落営農組織に集中的・重点的に実施されていることを踏まえ、個別経営については、可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地域では集落営農の組織化を進めていく。特に茶業については、高齢化等により認定者数が減少しているが、これからの菊川茶の産地力を高めていくため、産地リーダーとしての担い手確保に努めていく。

また、規模拡大農家と小規模農家の二極化が進む中で、お互いに補完できる営農組織の再編が求められており、生産組織の統合や茶農協から株式会社への再編への取組を図る。

さらに、荒廃農地の解消と担い手の規模拡大のため、地域計画を推進し、計画を

踏まえて農地バンク事業を活用するなどして農地の集積・集約化を推進することとする。

## (2) 農地中間管理事業等農用地の集積・集約化対策

農業従事者の減少及び高齢化が進み、担い手への農地集積が急務である。このため、農業委員が中心となって地域の実情に応じた情報収集に努め、地域計画を踏まえた農地バンク事業や利用権設定による農地集積を推進していく。

さらに、効率的な農用地利用が図られるように、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化を促進し、また地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。特に、農地の集積・集約化は、個人の賃貸借がほとんどであったが、今後は、関係機関との連携の下、地域の担い手を中心に地域計画を踏まえた農地バンク事業を活用しつつ農地の集積・集約化を推進する。

## (3) 農作業受委託の推進対策

農業従事者の高齢化や兼業化の進行に伴い、農作業の受委託希望者が増加している。

今後は、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業の受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## (4) 地力の維持増進対策

肥料の過剰投資による水質汚染などの問題を解決するため、茶園では、施肥基準を設けて施肥削減による土づくりに取り組んでいる。また、一部の農家では、世界農業遺産に認定された伝統農法「静岡の茶草場農法」により秋に刈り取った茶草を乾燥させて砕き、土づくりのために茶園への敷き込みが行われている。

土壌は農業生産の基盤であり、地力の増進を図ることは農業生産力の向上と農業経営の安定を図る上で極めて重要であるため、今後とも、茶草場農法の継承に努めるとともに、地域輪作体系の確立や耕種農家と畜産農家の結びつきによる有機肥料の使用などにより地力の維持増進対策を実施する。家畜ふん尿については、施設の適正管理に努め、地域内及び広域での良質な堆肥の利用による農業の持続的な発展に資する土づくりへの積極的な活用を図る。さらに、家畜ふん尿のエネルギー利用を進める。

また、消費者の視点・経済的、社会的、文化的、食料生産機能、環境保全等の観点から農薬適正使用、エコファーマー、しずおか農林水産物認証制度、茶草場農法実践者認定制度の普及などによる、安全・安心な農産物の生産と環境保全型農業の推進を図る。加えて、生物多様性や環境負荷軽減に貢献できる「茶草場農法」を広く情報発信し、「茶草場農法」で生産された茶の付加価値向上とエシカル消費の醸成を図る。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、恵まれた自然条件や市場へ向かう交通輸送条件の整備により、農畜産物の供給地としての立地に恵まれ、需要の動向に即した茶、水稻、露地野菜、施設園芸等を中心とする農業が営まれている。

今後は、消費者の安全・安心な食料供給ニーズや地産地消の考えを踏まえた上で、担い手を中心とした地域農業の確立を図るため、農業生産基盤整備の推進にあわせ、生産、流通、加工施設等の農業近代化施設の整備を進める。

さらに、売れる農産物づくりや、消費者のニーズに合った販売戦略の展開、ブランド化への取組など、新しい経営の展開を推進し、収益の高い農業を目指す。また、「農商工等連携促進法」や「六次産業化法」を広く周知し、地場産業の中核を担う農業者と中小企業がお互いの強みを持ち寄り、新たな商品開発・販売等行う農業の6次産業化を推進する。特に6次産業化には、地域全体の活性化に向け、調査研究を進める。

加えて、作業の省力化・効率化を促すため、ICTを活用したトレーサビリティシステムの導入、ドローンによる農薬散布など、スマート農業の導入への取組を支援する。

また、消費者の視点を重視した安全、安心な環境に配慮した環境保全型農業やGAP（農業生産工程管理）の取組を推進し、環境負荷の少ない農業を目指す。

このような基本的な考えに基づく作目別地区別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。

#### ・茶

茶は、乗用型摘採機等の導入により、可搬型から乗用型摘採機に対応した栽培体系等の生産基盤の再整備が進み、これにあわせた高樹齢茶園の改植や、地域ぐるみで環境保全を考えた土づくり等を推進してきたが、消費者の食生活の多様化等によるリーフ茶離れや、茶価の低迷により収益は低下傾向にある。一方、ドリンクやティーバッグ原料茶、抹茶や粉末茶向けの原料茶は需要が拡大傾向にある。また輸出相手国の残留農薬基準を満たした栽培体系による生産や有機栽培茶、抹茶、粉末茶の需要が拡大している。

今後は、担い手への農地の集積・集約化及び基盤整備を進め、茶園管理や機械の共同化の取組や生葉の高品質化と安定確保に努め、作業の省力化、効率化を図っていく。今後の茶業の実情を踏まえながら、将来的には現存する茶農協の統合・再編や法人化等を推進していく。

茶産地としての維持を図るため、新たな国内需要の開拓と国外に向けた販路の開拓により、補助制度とECサイトの活用により、茶業のグローバル化に向けた生産・販売体制を強化する。さらに、県の補助事業を活用して、需要創出に向けた新

商品開発や販路拡大、需要に応じた生産構造の転換、複合作物の導入等に取り組む。

また、消費者が求める安全・安心に対応するため、環境保全型技術の導入計画を認定するエコファーマーや有機栽培など環境負荷の少ない茶生産の取組を推進する。

あわせて、「深蒸し茶発祥の地菊川市」、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」を柱に、ブランド化やエシカル消費の醸成、観光との連携によるPR活動等を推進するとともに、かぶせ茶や発酵茶等特徴あるお茶の生産加工販売を手掛けている茶業関係者を支援していく。

#### ・水稲

水稲は、生産性の向上と低コスト化を実現する直播栽培、不耕起栽培、共同防除等の稲作技術を普及させる。

また、水稲育苗施設やライスセンターなどの有効利用及び利用体制づくりを推進し、良質米の確保と品種統一による計画的生産の促進を図る。

さらには、農作業の省力化とコスト削減を図るため、法人化、大型機械の共同利用や作業受委託を推進するとともに、ドローンによる農薬散布など機械施設の導入や、ICT水田水管理システム等のスマート農業実装への取組を支援する。

#### ・施設園芸（温室メロン、トマト、いちご）

施設園芸は、指定産地として指定されているトマトにおいて産地として高い評価を受けており、トマトの栽培が定着している。また、共同選果場の設備が整備されたことで、収益力が強化された。

今後は、消費者ニーズに対応した生産組織体制の強化を図り、計画生産、計画販売等に取り組み、販路拡大に努めていく。

また、生産規模の拡大、経営拡大に向けて無理無駄のない生産を図るため、規模拡大による合理的経営、コスト削減、環境制御システムやICT技術の活用などスマート農業を目指した組合・法人への組織化を推進する。

特にいちご、トマトでは集出荷施設の整備により機械選果、非破壊内部品質検査、トレーサビリティを確保し、効率的な流通体系の確立を図ることにより、作業の分業化、規格の統一、高品質化を推進する。また、新品種普及への取組や、高設栽培システムや養液栽培システムの導入を図る。

一方、台風等により農業施設等が被害を受けるといった、自然災害に備えるため、農業共済等の保険加入の推進に努めるとともに、ビニールハウスの補強や耐候性ハウスの建設等を推進する。

#### ・露地野菜（レタス、メキャベツ）

指定産地として指定されているレタスは、茶栽培との組み合わせも良く、冬場の

生産物として一定の位置を占めている。今後も集団化、機械化一貫体系による大規模経営を推進する。また、気象変動に対応した品種の導入等の生産体系や、難防除病害虫の総合防除対策の確立により、生産性の向上を図る。

出荷作業においては、自動包装機が導入されているものの、今後、生産者を増やすとともに、さらなる省力化を図るため、自動定植機等省力機械の普及を図る。また作業受託等による省力化や中古資材の有効活用等による低コスト化により、担い手の経営規模拡大と安定を図る。

流通面については、農業協同組合の出荷計画に基づき共同出荷体制を強化する。

また、有機質が不足している農地は、土壌診断等を基に、堆肥の積極的な利活用を図るため、畜産農家と連携した栽培環境の整備を推進していく。

メキャベツは、水稻及び茶栽培との組み合わせも良いため、栽培を推進していく。

#### ・畜産（肉用牛、乳用牛）

畜産は、飼料価格の高騰への対応として、飼料米生産農家と連携した飼料自給率向上による低コスト化に取り組むとともに、近年の混住化の進展に伴い、環境に配慮した施設等の整備、収穫機の共同利用を導入し、経営の近代化を図る。また、飼料用米やイネ WCS（稲発酵粗飼料）等の利用促進を図るため、調製・保管施設の整備、生産組織の育成、広域流通、稲作農家と畜産農家のマッチング等を推進する。

大規模畜産農家においては、家畜ふん尿処理施設の整備による水質保全や、土づくりには欠かせない良質な堆肥生産に努め、地域の耕種農家と連携して農地・草地へ還元していく資源循環型畜産の確立と環境保全への取組を進めていく。さらに、施設整備費や維持管理経費に十分配慮した上で、乾燥やメタン発酵、炭化・焼却処理等によるエネルギー利用を推進する。

### （1）西方地区（A）、加茂地区（B）

本地区の基幹作物は、茶、水稻である。

茶については、茶農協により荒茶製造施設も完備しているが、すでに老朽化した機械もみられる。今後は、良質茶生産と省力化のため機械の更新を進めるとともに、茶農協の統合・再編や法人化等を推進し、新しい生産体制の構築を目指す。また、消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）制度等を活用し、信頼が得られる生産体制を推進する。さらに、試験場との連携により、農薬や肥料の適正化を図るとともに、有機栽培や輸出に対応する。

水田については、生産性の向上を図るため、ドローンの活用や水田の大規模団地化による作業の効率化など、地域の実情にあわせた稲作技術の普及に努める。また、谷地田等を中心とした用排水が分離されていない5 a 区画の水田については、今後の利活用を検討していく。

## (2) 内田地区 (C)、横地地区 (D)

本地区の基幹作物は、水稻、茶、施設園芸（いちご、トマト）、露地栽培（レタス）、花きである。

水田は、県営ほ場整備事業等による区画の大型化が図られ、大型機械の導入により省力化や汎用化が図られている。また、トラクター・コンバインの共同利用や作業受委託を推進することで、農業機械の過剰投資の抑制に努めている。今後は、ドローンや無人ヘリの活用、水田の大規模団地化による作業の効率化を進め、生産維持を図る。

一方、冬場の水田裏作によるレタス栽培は、栽培技術の普及により、品質の向上と安定生産を図る。また、共同出荷貯蔵施設を生かした出荷販売を推進していく。

茶は、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園の再整備を推進するとともに、消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）制度等を活用し、信頼が得られる生産体制を推進する。さらに、茶の防除でのドローン活用を検討する。

施設園芸（いちご、トマト）は、暖房設備の省エネ化や、機械の共同利用による低コスト化や自動環境制御等の先進施設や ICT を活用したトレーサビリティシステムの導入の検討及び育苗の分業化等により、さらなる省力化を進める。また、新品種普及への取組や高設・養液栽培等の導入により、品質の向上と安定生産による高収益を目指し、生産体制の確立を図る。

また、月岡地区では農地所有適格法人による集出荷貯蔵施設の整備や耕作条件改善事業を活用した農地造成が実施されており、高収益作物の栽培や農業体験の場としての活用を図っていく。

## (3) 六郷地区 (E)、河城地区 (F)

本地区は茶を基幹作物とし、パイロット事業や牧之原畑地帯総合整備事業により、農業生産基盤の整備がおおむね完了している。今後は、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園の再整備を推進し、作業の省力化や軽減化を図る。あわせて、「深蒸し茶発祥の地菊川市」、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」を柱に、ブランド化、観光との連携による PR 活動等を推進していく。

水田は、区画整理等により整備され、冬場は水田裏作によるレタス栽培が行われている。レタスは、栽培技術の普及により、作業の省力化が図られるとともに、品質の向上と安定生産が図られている。今後は、畜産農家と耕種農家の連携による土づくりなど、消費者の視点を重視した安全、安心な環境に配慮した環境保全型農業への取組や ICT を活用したトレーサビリティシステムの導入への取組を支援し、省エネ・低コスト栽培方法の確立を推進し、生産技術の向上、品質の向上を図り、高収益を目指していく。

#### (4) 嶺田地区 (G)

本地区の基幹作物は、水稻、施設園芸（温室メロン）である。

水稻は、整備された穀類等乾燥調製貯蔵施設及び育苗施設を有効利用するとともに、嶺田地区営農推進協議会の計画的な水田利用により良質米の確保と品種統一による計画的生産を推進する。また、農作業の省力化とコスト削減を図るため、大型機械の共同利用や作業受委託を推進する。さらに、防除作業においてドローンによる農薬散布など、スマート農業化を推進し、省力化に向けた機械施設の導入への取組を支援する。

施設園芸（温室メロン）は、施設の老朽化改善対策のほか、ICTを活用したトレーサビリティシステムの導入を検討し、省エネ・低コスト栽培方法の確立を推進し、生産技術の向上、品質の向上を図る。

#### (5) 平川地区 (H)

本地区の基幹作物は、施設園芸（いちご、トマト）、水稻、茶である。

施設園芸は、省エネルギー、省力化に向けたハウス施設の整備を進めるとともにICTを活用したトレーサビリティシステムの導入への取組を支援し、省エネ・低コスト栽培方法の確立を推進し、生産技術の向上、品質の向上を図り、高収益を目指していく。

いちごについては、新品種普及への取組や高設・養液栽培等の導入による収穫労働力の軽減、品質の向上を推進する。また、育苗等の技術改善により規格の統一化、高品質化を推進していく。

水稻については、ほ場整備された水田の有効利用のため、担い手への農地の集積・集約化を図り、農地として維持していく。

茶は、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園の再整備を推進する。

#### (6) 小笠東1地区 (I)

本地区の基幹作物は茶、水稻、施設園芸（いちご）である。

茶は、農業生産基盤としての防霜ファン整備がおおむね完了した。一方、生産条件の低い茶園は、転換作物導入への取組を支援する。

今後は、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園の再整備を推進する。

施設園芸（いちご）は、新品種普及への取組や高設・養液栽培等の導入による収穫労働力の軽減、品質の向上を推進する。また、育苗等の技術改善により規格の統一化、高品質化を推進していく。

### (7) 小笠東2地区 (J)

本地区は、茶を基幹作物とし、これまで特産畑作総合振興対策事業による防霜ファンの整備を行い、意欲的な経営を展開している。

今後は、茶園の区画整理とあわせた乗用型摘採機等の導入により、農作業の省力化・機械化体系の確立を図り、生産性の高い茶業経営の確立に努める。また、消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）制度等を活用し、信頼が得られる生産体制を推進する。あわせて、「深蒸し茶発祥の地菊川市」、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」を柱に、ブランド化、観光との連携によるPR活動等を推進していく。

施設園芸（いちご）栽培は、新品種普及への取組や高設・養液栽培等の栽培技術の導入による収穫労働力の軽減、品質の向上を図る。また、育苗等の技術改善により規格の統一化、高品質化を推進していく。

### (8) 小笠南地区 (K)

本地区の基幹作物は、水稻、茶である。

水田は、機械利用組合の機能充実を推進するとともに、法人化による水稻栽培を目指し、経営の合理化やコスト削減による水田農業の確立に努める。また、防除作業においてドローンによる農薬散布など、スマート農業化を推進し、省力化に向けた機械施設の導入への取組を支援する。

茶は、高橋地域に荒茶製造施設が整備されている。

今後は、茶園の集積・集約化による団地化を進め、生産性の高い茶園の再整備を推進する。さらに、茶園の区画整理とあわせた乗用型摘採機等の導入により、農作業の省力化・機械化体系の確立を図り、生産性の高い茶業経営の確立に努める。また、消費者の信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）制度等を活用し、信頼が得られる生産体制を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
	該当なし						

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

国際化の進展、産地間競争の激化、農業従事者の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

本市でも、この厳しい農業環境の影響等を受け、近年における新規就農者は年間数名で推移しており、今後の担い手育成・確保対策、高齢化対策などは大きな課題となっている。「特産物であふれる産地」として、維持・発展を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのため、次世代農業推進事業や地域特産物（ブランド化）推進事業等を活用し、次世代を担う人材育成の推進や高収益作物との複合経営への取組を支援し、多様なニーズに対応する菊川型農業モデルの創出を図っていく。

また、今後の新規就農者の動向等を踏まえて、若者が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進する。具体的には、地域特産物として推進する作物（ちゃ豆、そら豆、オリーブ、イチジク、白ねぎ、栗、レモン）や新たな作物について、生産者の確保や販路開拓等を推進する。また複合経営の推進等により農業所得の向上に取り組むとともに、県等と連携し、誘致折衝、各種相談・仲介、研修・支援制度の創出等を進める。

さらに、農家子弟の就農だけでなく、一般企業も含め、市内外から意欲ある多様な担い手を確保、育成するため、情報提供や研修機会の充実、定着できる環境づくりを推進するとともに、地域計画に基づく地域の話し合いを進め、認定農業者に加え、農業法人、集落営農組織の法人化、集落営農組織からの新たな担い手の輩出などの取組を支援していく。

加えて、農業女子プロジェクト事業等により、市内で活躍する女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進し、女性の経営参画への意識を高めていく。

そしてこれらの支援に加え、農業に対する関心・理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、幼保園や小学校などの学校教育機関と連携した「食育」を推進する。なお、お茶を活用した食育（茶育）については継続的に実施し、緑茶文化の継承に努める。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
	該当なし				

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では、担い手の確保、産地リーダーの育成に向けた技術の習得や研修の機会創設を図るとともに、人の和が広がる広域な事業を活用し、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成や個性を生かした担い手の育成を図る方針である。

離職就農者を含めた新規就農者に対しては、農業振興会及び担い手育成総合支援協議会を拠点に、技術・経営管理方法の習得、営農資金・農業用施設整備費等の経費支援、農地の取得などのための個別相談活動や情報提供、先進地研修への参加誘導など、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

また、青年農業者は、次世代を担う新たな担い手であり、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るとともに、成長段階に応じた高い技術を有した人材育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、研修期間中や就農直後の所得確保の支援、能力向上研修、課題解決研修の充実、さらに豊かな国際感覚や企業的経営感覚を身につけるための先進地研修への参加を誘導するなど、補助制度等を活用した様々な就農支援に取り組み、農業経営を担う人材の育成を推進する。就農初期段階においては、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、多角的経営のアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

さらに他産業に比べて遅れている農業従事者の就業環境等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力活用システム整備を検討していく。また生産組織は、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

加えて、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、従来からの企業の進出や農村産業法による産業導入地区等へ新規企業の誘致を行い、就業機会の確保に努め、農家の生活の安定化を図ってきている。兼業農家から認定農業者等への段階的な農地の集積・集約化を図る上でも、安定的な就業機会及び雇用機会を確保することは重要な課題である。

今後、既存企業の規模拡大及び新規企業の誘致を図るため、新たな工業用地の整備や確保に取り組むとともに、農業従事者の安定的な農外就業の場の確保や、安心して就業が図られる体制の整備を推進する。あわせて、半農半Xなど多様な働き方への支援も進める。また、今後、都市と農村の交流を図り、都市住民へのゆとりと安らぎを提供する農業体験施設の整備など、茶をはじめ特色ある地域資源を利活用した就業・所得機会の創出を図っていく。この際、障がい者や高齢者の社会参加を促す農福連携の推進や、地域の農業・商業・工業の連携による農商工連携の取組を強化し、地域内経済循環の活性化と多様な雇用機会の創出につなげる。

将来（令和17年）における農業従事者の就業目標は、次表のとおりである。

単位：人

区 分	男	女	計
恒 常 的 勤 務	552	427	979
自 営 兼 業	51	39	90
出 稼 ぎ	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	43	33	76
総 計	646	499	1,145

※1 資料：農林業センサス（販売農家で兼業農家のうち主に農業以外の仕事に勤務する人の内訳）

2 農家人口の見通し等を基にした推計値である。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

安定的な就業の場を確保するため、商工会等と連携した効果的な支援を行い、既存企業の安定経営、規模拡大及び新規企業の誘致を図る。また、創業を促進するため、商工会、市内金融機関等の創業支援機関が連携し、個々の機関が有する能力の組織的な集約を図る。さらに、静岡県事業承継ネットワークや静岡県事業引継ぎ支援センター等と連携し、円滑な事業承継を推進する。

兼業農家は、農地を守りながらの勤労となるため、通勤時間が短時間であることが条件になっている。今後は、市内企業の就労環境整備に努めるとともに、次世代

産業を含めた企業立地の促進を図るため、工業用地の確保に向けた開発候補地の調査や積極的な遊休地情報の収集を行い、本市の立地の強みを活かした新規企業の誘致等を進め、離農希望者などに対する雇用機会の確保に配慮していくものとする。また、就業先として、観光と農業、さらに地場産業との連携による地域資源を活用した就業先の創出を図る。これらは、他産業への就業という点に比較し、農業従事者の生産技術、経営技術等を十分生かすことが可能であり、さらに都市との交流拡大による地域活性化が期待できる。そのため、茶をはじめとした特産物など農村資源の活用を通じ、付加価値の高い農畜産物の加工・販売など地域内において広がりのある6次産業化を推進し、新たな地域特産物の開発やブランド化、基幹作物と高収益作物との複合経営を推進し、就業機会の拡大を図る。

さらに、消費者を招いた茶摘みなどの農業体験や市の特産品の試食・販売を行う体験型グリーンツーリズム事業等は好評で、地域の農業者が活躍できる機会の拡充や就業機会の場となっている。今後も工夫を凝らしながら、都市との交流による地域活性化に取り組んでいく。

また、今後においては農業法人への就業も新しい就農形態と考えられることから、農業従事者の雇用を含む農業経営の法人組織化を推進していく。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第9 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市では、先人が築き上げてきた地域の伝統や文化を継承し、農村としての自然環境との調和の中で、交通アクセスの利便性を生かしたまちづくり、誰もが健康で生活できるまちづくりを目指してきた。しかし、急速に進む人口減少や少子高齢化、地球温暖化の進行、経済のグローバル化、東日本大震災を契機とした防災意識の高揚、地方分権改革の進展、新型コロナウイルス感染防止対策による新しい生活様式などにより、農村環境を取り巻く状況は大きく変化している。市民生活においても都市的様相へと移行し、地域連帯感の欠如、集落機能の低下がみられ、これらの回復が急務となっている。さらに、将来の本市の維持・活力に直結する重要な人口課題に対して、人口減少の急激な進行を可能な限り抑える「緩和策」に取り組みつつ、人口が減っても持続可能なまちづくりを進める「適応策」の取組を同時に実施していくことで、市外から人が集まり、市外から本市へ帰ってきたい、市内の人も住み続けたいまちの実現を目指していく。

このため、農家・非農家含めた地域の交流の場をつくり、各種組織の育成強化を促進し、地域の自主性と創意に基づいたコミュニティ活動を盛んにして地域連帯感の醸成を図る必要がある。さらに集落道等の生活基盤、集会場・公園・スポーツ・レクリエーション等の文化体育施設を含めたコミュニティ施設、防火水槽等の安全施設、保健施設の充実など総合的な整備を促進し、豊かで活力のある地域づくりの展開を図っていく。

また、茶産地にふさわしいまちづくりとして、深蒸し菊川茶の認知度の向上や消費拡大を図るため、グリーンツーリズム事業などによる市内外へのPR活動の実施など、関係団体と連携したより効果的な宣伝体制の構築を図り、菊川茶の消費の拡大を図っていく。

なお、農村生活環境施設の整備にあたっては、地域住民自らの選択と責任による自主的な地域づくりが可能となるよう、住民参加による計画づくりを推進する。また、整備する施設は、類似施設との機能分担を明確にし、画一性を避けた地域の特性を生かしたものとするとともに、高齢化の進展を踏まえたユニバーサルデザイン化、さらに環境との調和に充分配慮した整備を推進する。特にSDGs(持続可能な開発目標)への関心が高まっており、本市では、地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの加入、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次菊川市環境基本計画への反映等、様々な取組が行われている。また、環境に配慮した施策の展開が期待されており、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能なまちに向けた、様々なテーマに取り組む。

## (1) 安全性

防災体制の充実では、大きな被害の発生が危惧される南海トラフ巨大地震及び原子力等の災害への備えを充実するほか、近年、大雨などの異常気象により多発する水害などに対して強化を図る必要がある。そのため、施設や住宅の耐震化、菊川水系流域治水プロジェクト事業等による計画的な河川改修等を進める。また、各自主防災会と連携し、避難体制の周知・確認・見直しなどを進め、避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図り、ハードとソフトを効果的に組み合わせた防災対策を推進する。また、市民の防災意識の高揚を図り、防災資器材の充実や危機管理体制の整備を進め、「自助」「共助」「公助」の3つの働きが一体となって機能できるよう地域防災力の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化に努める。

一方、農地防災については、本市に多く点在する、ため池の耐震化について対策を推進する。

交通安全対策では、市民の交通安全意識の高揚を図るため、菊川市交通安全会及び交通指導隊などと連携した啓発活動を行うとともに、通学路の安全点検を行い、歩行者や自転車通行の交通安全施設の充実を図り、ハードとソフトの両面から交通事故防止に努める。

また、防犯対策の充実では、安全で安心して暮らすことができるよう、防犯灯の設置や防犯パトロールを継続するとともに、関係機関との連携を密にし、犯罪のない明るい地域社会をつくるため、地域ぐるみの見守り体制の強化を図る。

## (2) 保健性

ごみ問題は、市民・事業者・行政が一体となって4R（リフューズ（無駄なものは断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を総合的に推進するとともに、ごみの減量化、再資源化のため分別収集の強化を図るなど、循環型社会の構築に向けた取組を推進する。

自然環境においては、市民による棚田や里山の保全・育成の支援やPRを行うとともに自然や農業を体験できるエコツーリズムを推進していく。

また、身近な衛生環境として、水を大切に暮らすの実践を奨励するとともに、さらなる水質浄化に向けて、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理を推進し、定常的な検査と排水処理対策の充実による農業生産環境と農村生活環境の向上を図る。

さらに、本市に流れる大井川用水は、農業用水として利用されているほか、防火用水・環境用水・生活用水などにも使われている。今後も地域用水機能の増進を図り「地域の水」として、維持管理していく。

健康分野においては、令和6年12月に厚生労働省が公表した「健康寿命の令和4年値」において、静岡県が男女ともに全国1位となったことに加え、静岡県が公表した県内市町のお達者年齢は、菊川市の男性が3年連続1位となり、女性も大幅に順位を上げている。そのため、今後も市民が健康で元気に暮らせるま

を目指すため、市民一人ひとりが健康増進につながることに取り組めるよう健康増進事業の啓発を行うとともに、多くの市民に対し事業への積極的な参加を勧奨し、市民の健康への意識の高揚を図る。また、行政はもちろん、医療機関、その他関係機関・団体と連携を図り、市民との協働により、健康づくりを社会全体で支援するための環境整備を推進していく。医療においては、地域住民に必要な医療が地域で提供できるよう、近隣病院、地域診療所と機能分担・連携強化を進めていくとともに、退院後も安心して地域や家庭で過ごすことができるよう、行政や介護・福祉施設などとの連携・協力体制の強化を推進する。さらに、菊川市立総合病院については、計画的に高度医療機器などを更新し、地域医療の中核施設としての機能の充実を図っていく。

### (3) 利便性

国道 473 号バイパスは、富士山静岡空港や御前崎港へのアクセスに加え、将来的には新東名高速道路までを結んだ交通利便性の向上を図るため、整備が進んでいる。また、主要地方道掛川浜岡線バイパス等へのアクセス道路の整備や、菊川市立総合病院と菊川消防署への連絡道路機能、通勤通学機能を確保し、市民生活の利便性や安全性を高め、市民の活発な交流促進を図るための幹線道路の整備を促進する。菊川駅周辺においては、駅南北自由通路整備事業により、自由通路や駅前広場を整備し利便性・安全性の向上を図るとともに、駅周辺の滞留空間を整備することで賑わいの創出を図る。

さらに、都市計画区域内の円滑な交通体系を確立し人や物資の流通を活性化させるため、交通量を分散させ交通渋滞を緩和し、道路周辺環境の改善が図られるような幹線道路の整備に努めていく。

鉄道・バスによる公共交通については、既存の路線バスを確保するとともに、交通事業者との連携により、コミュニティバスを含めた多様な交通手段の導入について検討し、市民が利用しやすい公共交通手段の確保に努める。

近年、市民組織と行政が一体となった自治体制が構築され、広くまちづくりに携わっている。今後も、コミュニティ協議会や NPO などの市民組織に対し、市政情報の提供や意見聴取を行うとともに、市民、市民組織、企業、行政などの多様な主体による協働のまちづくりをさらに推進する。また、行政を中心とした交流から市民レベルでの交流につながるような交流機会の創出や交流活動を支援していく。

### (4) 快適性

本市では、やすらぎの場や災害時の避難所等として、公園緑地を順次整備してきた。

継続して、都市公園トイレのユニバーサルデザイン化、照明灯 LED 化や、安全面にも配慮した公園を整備するとともに、市民や地域団体などとの協働による適

切な維持管理を推進していく。また、公園を利用した環境保全活動や自然公園の活用の推進により、緑地の保全に努めると共に、自治体などによる花壇づくりや緑化活動や家庭や事業所等における緑化を積極的に推進し、地域の緑づくりを継続して行う。

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らせるための生きがいづくりの支援や、介護予防等に取り組んでいく。具体的には、シルバー人材センター活用推進事業等、高齢者の経験、技能や資格を生かせる機会や地域活動など社会参加を支援する。また、地域包括支援センターを含む福祉・保健・医療・地域などの関係機関による多職種連携により、高齢者に必要なサービスを切れ目なく提供できるよう地域包括ケアシステムの充実を図る。

また、児童館や子育て支援センターをはじめとし、需要に応じた子育て支援や相談体制の充実により、安心して子どもを生み育てていくことができる環境づくりや親子で交流できる場の提供など、子育て家族のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させ、仕事と子育てが両立できる地域社会づくりを推進していく。さらに、社会全体が一体となって教育に取り組むため「家庭教育学級」の充実を図るとともに、地域で育った子どもたちが、地域を担う大きな力となるように、「ふるさと志向力」を育む。

## (5) 文化性

生涯学習に関しては、地域コミュニティ施設や図書館・地域の史跡・自然・人材を活用し、多様な体験活動や異世代が交流できる場の提供を図る。

スポーツの振興では、スポーツが盛んなまちづくりをさらに進めていくため、市民が安全・安心に利用できるよう、拠点となるスポーツ施設の管理と計画的な改修・整備を推進する。また、NPO 法人菊川市スポーツ協会やスポーツ推進委員などと連携して、ライフステージに応じたスポーツ事業の充実や、スポーツ団体・スポーツ活動の支援等を行い、誰もがスポーツに触れ合う機会の場を創出するとともに、スポーツを通じた地域づくりに努める。

文化財に関しては、国指定史跡菊川城館遺跡群等の史跡等の保全や維持管理、指定有形・無形民俗文化財の保護・活用を図り、かけがえのない歴史的遺産や伝統的な郷土工芸・芸能・行事の保存に努める。また、文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解増進を図るとともに、文化施設を有効に利用し、市民参加型の文化・芸能活動等の推進・地域文化の継承を図る。

特に、世界農業遺産に認定された伝統農業「茶草場農法」や「手揉み」、「深蒸し茶発祥の地」など、本市の歴史とともに引き継がれてきた茶文化は、次世代への確実な継承とともに、消費地へのアピールを図っていく。また、近年、生産者と消費者が交流する場として、茶摘み体験は都市住民に好評を受けている。特に、広大な茶園風景は本市を象徴する景観であり、「お茶の間テラス」の設置や茶園の優れた自然景観を生かした体験型グリーンツーリズム事業に取り組む。また、

市内のホテルや旅館、飲食店と連携して「ティーペアリング」などのサービスを行い、都市と農村の交流促進と地域活性化を推進する。

## 2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
	該当なし			

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は農業との関わりが深く、また同時に水と人にも密接な関係を持っており、お互いが干渉しながら均衡を保っている。従来からの農業生産は、これらのバランスを崩さない程度に農地の開発を行ってきた。

今後も、地域関係者と連携しながら、森林が有する多面的機能が発揮し得るよう適切な施業管理により維持・保全を図るとともに、生活環境施設整備を実施していく。

また、公共建築物において、可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、率先して地域に生産される木材の利用に取り組むとともに、民間へも木材の利用を働きかける。

河城地区において整備されている「火剣山キャンプ場」周辺について、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目標とし、森林の総合利用を推進する。

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活排水処理施設の整備は、農業用水への汚濁防止はむろんのこと、農村生活環境においても清潔で快適な生活を確立するためには必要不可欠である。

このため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正な維持管理を推進し、排水処理対策の充実による水質保全に努める。

## 第 10 付 図

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当なし

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、農用地区域とする別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおり。

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

### (2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおり。

地区名	用途区分
西方地区 (A)	<p>農 地 : 別冊調書の用途区分欄を農地とした地番に当たる土地</p> <p>農業用施設用地 : 別冊調書の用途区分欄を農業用施設用地とした地番に当たる土地</p>
加茂地区 (B)	
内田地区 (C)	
横地地区 (D)	
六郷地区 (E)	
河城地区 (F)	
嶺田地区 (G)	
平川地区 (H)	
小笠東1地区 (I)	
小笠東2地区 (J)	
小笠南地区 (K)	